

■ 警戒レベルごとの動き

警戒レベルと基準	町の動き	住民が取るべき行動
レベル1 早期注意情報 台風接近3日前	◆タイムライン立ち上げ（台風接近時） ◆関係機関へ連絡 ◆施設の点検状況確認	気象庁からの情報を確認し、災害への心構えを高める。
レベル2 大雨注意報 洪水注意報 台風接近2日前	◆災害対応資機材の準備 ◆避難所の開設準備 ◆避難行動要支援者確認 ◆地区担当職員から区長へ連絡	気象庁からの情報を確認し、避難方法を確認する。
レベル3 大雨警報 洪水警報	◆町民バス・保育所などの平常業務中止 ◆拠点避難所運営開始※ ◆「避難準備・高齢者等避難開始」発令 ◆緊急速報メール配信 ◆消防団が広報活動開始	高齢者など避難に時間がかかる方は、安全な場所へ避難開始。他の人は準備を整える。
レベル4 土砂災害警戒情報 台風最接近	◆「避難勧告」発令 ◆「避難指示（緊急）」発令 ◆防災対応従事者退避 ◆緊急速報メール配信	速やかに避難開始。避難場所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難。
レベル5 大雨特別警報 災害発生	◆大雨特別警報の発表 ◆災害発生情報の発表	命を守るための最善の行動を取る。
解除 警報等解除 台風通過	◆応急調査 ◆避難勧告・指示解除	

※拠点避難所（食料・薬・毛布など持って避難してください。）

天坪公民館・農工センター・立川公民館・穴内公民館・総合ふれあいセンター・豊永公民館・東豊永公民館

■ ゆとりすと放送での呼びかけ

周知を行いますので、その後身を守る行動を取ってください。

① 警戒レベルが1以上になった場合

- ◆ 着信音とともに、新ゆとりすと放送端末が災害モードに切り替わります。

② 「大雨警報」などが発令され、今後状況が悪化すると思われる場合

- ◆ 朝（午前6時）・昼（午前11時45分）・夜（午後7時45分）の定時放送
- ◆ 臨時放送（夜中であっても随時放送します。）

③ 災害の発生やその兆候が見られ、避難を呼びかける場合

- ◆ 緊急放送（けたたましい着信音が流れます。）

④ Lアラート（テレビなどでお知らせされる文字による避難情報など）が流れた場合

- ◆ 緊急放送（けたたましい着信音が流れます。）



防災情報 の伝え方が変わります

ポイント

1 5段階の「警戒レベル」で状況を分かりやすくお伝えします

風水害に関する防災情報の危険度を明確にし、住民の皆さまへ分かりやすくお知らせするため、今年度から「警戒レベル」（左表）が設定されました。国や県がテレビ・ラジオなどを通じて、「警戒レベル」と各警報などの情報を併せて発表し、町はそれを参考としながら実際の状況で判断し避難情報の発令などを行っています。

伝達手段

- ◆ テレビ・ラジオ ◆ ゆとりすと放送 ◆ 域内にある全ての携帯電話への緊急速報メール
- ◆ 消防団員への一斉送信メール ◆ 消防団からの広報 ◆ 各関係機関のホームページ など

2 大豊町は、特に 早め早めの避難を呼びかけていきます

大豊町は、全域で土砂災害の発生が予想されます。また、高齢者が多く明るい時間帯でないと安全に避難できないため、実際は基準より早め早めの避難を呼びかけていきます。避難に時間がかかる方は、レベル3やそれより早い段階から避難を開始してください。

また、レベル5が出されるときには既に災害が発生しています。すぐに逃げるための準備を今から整えておきましょう。

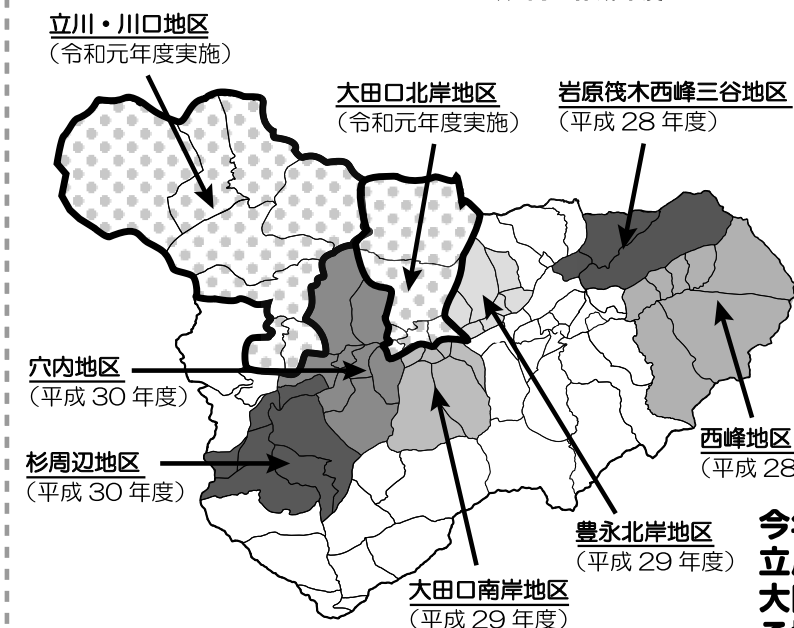
3 台風接近時の「タイムラインレベル」は「警戒レベル」と同調させます

平成27年度から町独自に運用してきた台風接近時のタイムラインは、タイムラインレベルを「警戒レベル」と同調させて運用を続けます。台風が本町に最接近するタイミングを関係機関と連携・協議を行いながら予測し、レベルを段階的に上げていきます。地区タイムラインも同様です。

台風接近時には、集落の動きも事前に定められています！

■ 各地区タイムラインの運用状況

※（）内は作成年度



町全体のタイムラインとは別に、住民が参加する形で台風接近時の各集落などの動きも順次定めています。自分の集落の動きをもう一度確認しておきましょう。

レベル2

- ・要支援者を消防・社協と連携し避難場所へ移動

レベル3

- ・集会所を避難場所として開設
- ・区長が各防災班長へ避難を促す連絡など

今年度は、**立川・川口地区、大田口北岸地区**でそれぞれ作成！ご協力よろしくお願いします。